# 予算決算及び会計令第７３条の規定に基づく資格

１．**工 事 名**　　平成２５年度日本海西部地区魚礁据付工事

２．**入札日時**　　平成２６年２月１８日　１０時００分

３．**競争参加資格**

(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2)　農林水産本省における土木一式工事に係るＡ等級又はＢ等級の平成２５・２６年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房経理課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　平成１０年４月１日以降に元請として、完成・引渡が完了した次の同種又は類似工事の施工実績を有すること（ただし、共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種又は類似工事の施工実績を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が２０％以上のものに限る。）。

なお、同種又は類似工事の施工実績が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）であるときは、当該工事の成績評定点が６５点以上の場合に限り実績として認める。

・同種工事は、水深２００ｍ以深の海底への構造物設置工事）（ただしアンカー等の付属施設の設置を除く）とする。

・類似工事は、水深５０ｍ以深の海底への構造物設置工事とする。

(5)　水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）のうち、平成２０年４月１日以降に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工実績を有する場合においては、当該工事の成績評定点の平均が６５点以上であること。当該実績がない場合にはこの限りではない。（ただし、共同企業体にあっては、全構成員の平均で６５点以上であること。）

(6)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第２７条第２項の工事に該当する旨が特記仕様書に記載されている場合は専任を要しないことがある。

①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

③　平成１０年４月１日以降に元請として完成・引渡が完了した、次の同種又は類似工事の施工経験を有する者であること（ただし、共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１名が同種又は類似工事の施工経験を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が２０％以上のものに限る。）。

なお、同種又は類似工事の施工実績が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）であるときは、当該工事の成績評定点が６５点以上の場合に限り実績として認める。

・同種工事は、水深２００ｍ以深の海底への構造物設置工事）（ただしアンカー等の付属施設の設置を除く）とする。

・類似工事は、水深５０ｍ以深の海底への構造物設置工事とする。

④　水産庁発注の工事(特定漁港漁場整備事業等）のうち、平成２０年４月１日以降に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工実績を有する者においては、当該工事の成績評定点の平均が６５点以上であること。当該経験がない場合にはこの限りではない。

(7)　施工上の課題に対する技術的所見が適正であること。

(8)　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、水産庁長官から「水産庁建設工事請負契約指名停止等措置要領」（平成１９年９月１４日付け１９水漁第２０１２号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10)　施工箇所周辺地域（兵庫県（豊岡市及び美方郡に限る。）、鳥取県、島根県）内に建設業法に基づく本社（本店）、支店又は営業所を有していること。

(11)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。